

令和6年 第9回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第9回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 26 日 (木)							
招 集 の 場 所	志布志市松山支所 2 階会議室							
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 6 年 9 月 26 日 午前 9 時 25 分						
	閉 会	令和 6 年 9 月 26 日 午前 10 時 39 分						
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏	名	出欠 の別	議 席 番 号	氏	名	出欠 の別
	1	上野	克比古	○	11	神宮司	順子	○
	2	福岡	裕幸	○	12	畑山	豊子	○
	3	山迫	洋一	×	13	宮脇	茂樹	○
	4	萩迫	修作	○	14	平井	利昭	○
	5	吉野	寅三	○	15	坪山	博志	○
	6	坂中	則雄	○	16	平川	眞由美	○
	7	柳井	義郎	○	17	福岡	剛	○
	8	宮脇	勇	○	18	中之内	瑞穂	○
	9	隈元	健二	○	19	小園	広行	○
	10	栢山	信彦	○	20	福留	幸嘉	×
	会議録署名委員	席 番 14 番		平井 利昭		席 番 15 番		坪山 博志
職務のため出席 した者職氏名	事 務 局 長		高野		事務局次長		宮田	
	主幹兼農地 GSL		竹之内		主幹兼農地 GSL		圖師	
	農地 GSL		杉原		主 任 主 査		桑水	
委員会日程名	別紙のとおり							

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	○
2	工藤 雅彦	○	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	○

会議に付した 事 件	議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第62号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第64号 農用地利用集積計画決定について 議案第65号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第66号 令和6年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議 (案)の採択について
-----------------------	--

議長	萩迫	ただいまから、令和6年第9回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。山迫委員、福留委員から欠席の届出がございました。 また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田委員、道山委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番14番、平井委員と、席番15番、坪山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。 最初に、あっせんの経過についての報告をお願いいたします。 それでは、栢山委員の報告をお願いいたします。
委員	栢山	7月の総会で依頼のありました、あっせんが成立しましたので報告します。4ページのあっせん成立資料番号15番です。 所在、地目等は、資料のとおりですが、場所は、山重小学校前の市道を進み、突き当たりの三叉路を左に50m進んだ右手に位置します。 譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんで、生産牛70頭を飼育されており、農機具はトラクター3台を保有されています。 〇〇さん宅から車で約5分の距離にあります。 あっせん価格は総額で70万円でした。あっせん委員は、山下委員と私栢山でした。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。続きまして、柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	4月の総会で依頼のありました、〇〇さんのあっせん活動について報告いたします。 受け手側の金額を先月提示してもらいましたが、それに対する回答がまだ考え中とのことで、来月まで引き伸ばしをお願いしたところです。 以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。続きまして、福岡剛委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡剛	6月の総会で依頼のありました、〇〇さんのあっせんについて報告します。 先月に引き続き、谷宮委員とあっせん活動を行ってきましたが、あっせん成立に至っておりません。 依頼人の〇〇さんと打ち合わせを行ったところ、もう少しあっせん活動をお願いしたいとのことでしたので、引き続きあっせん活動を続けて参ります。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。続きまして、小園委員の報告をお願いいたします。

委員 小園	す。 会長より 8 月の総会で依頼のありました〇〇さんの申請の分ですが、金額と、大型機械の搬入をするのに大分大回りして入らないといけないということで、まだ成立に至っていませんが、もう少し様子を見守っていきたいと思います。以上です。
議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。 8 月 20 日から 21 日にかけて、大隅地区農業委員会連絡協議会先進地研修が串間市であり参加しました。 9 月 3 日、事務打合せ、10 日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。また、9 月 3 日を皮切りに、令和 6 年度志布志市秋季畜産品評会が地区ごとで開催されましたので、それぞれ記載のとおり参加いたしました。 最後に、委員、推進委員が出席した会議等について報告いたします。 9 月 11 日から 12 日にかけて、薩摩川内市で開催されました鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会に神宮司委員、畑山委員、平川委員、池袋委員、垣内委員が出席いたしました。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第 4、議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、8 件の申請でございます。 まずは、6 ページ、番号 82 番と番号 83 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 82 番と番号 83 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
事務局 竹之内	それでは、事務局の報告を 2 件まとめてお願いいたします。 それでは議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 82 番及び番号 83 番について、ご説明申しあげます。議案書は、6 ページです。 まず番号 82 番の譲渡人は、肝属郡東串良町川東にお住まいの〇〇さん 74 歳で、次に番号 83 番の譲渡人は、肝属郡東串良町川東にお住まいの〇〇さん 78 歳です。 譲受人は、肝属郡東串良町川東にお住まいの〇〇さん 45 歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、番号 82 番は畑が 1 筆で 2,951 m²、番号 83 番は畑が 1 筆で 3,028 m²です。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者であり、また、親子間の贈与・受贈のため、本日は、お呼びしておりません。 今回の申請地の場所でございますが、番号 82 番が有明町原田にあるラーメン秀から市道大堀・中須線を南へ 230m 進み左折し、市道南中須線を 40m 進んだ左手に位置します。次に番号 83 番ですが、番号 82 番の東側に隣接しています。

		〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料2ページのとおりでございますが、いずれの畑にも甘藷を作付けすることです。 なお、通作時間は、自宅から車で15分とのことです。 また、申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号82番及び番号83番について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号82番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号83番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号84番について審議いたします。番号84番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員にはここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号84号を報告いたします。
		譲渡人は、志布志町安楽稚児松にお住まいの〇〇さん、77歳。
		譲受人は、志布志町安楽平城にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん、73歳です。
		申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は志布志市立安楽小学校から南へ70mほど進み、右折250m進んだところに平城橋があり、渡ってすぐに左折すると一体に田んぼが広がっております。400mほど奥左側に位置します。
		法人事務所からは車で3分ぐらいのところにあります。
		株式会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者と家族従業員6名で、お茶、水稻、蕎麦を栽培しており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことです。
		またトラクター2台、耕運機4台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。
		譲渡人の〇〇さんは、今年は水稻を作付けされていましたが、ご主人が亡

		くなり、今後の作業ができないとのことで、譲渡を決められたとのことです。 隣接地も〇〇所有の土地となっております。 以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		ここで〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、7ページ、番号 85 番について審議いたします。平川委員の報告を お願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号 85 を報告いたします。 譲渡人は、有明町原田下原集落にお住まいの〇〇さん、61 歳。 譲受人は、有明町野神立本集落にお住まいの〇〇さん、41 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望と規模拡大と なります。 申請地の場所は、野神の草野丘があるんですが、草野丘の麓で原田校区と の境目にあり、原田の高井田公民館を東へ上がったところにしおりファーム があります。しおりファームの隣にこの 801 番 2、1,764 m²があり、その並 びに〇〇ファームが並んでいるんですが、そこを東へ 200m進んで突き当た りを、右折し 50m進んだ、右にこの 1966 番 1、2,529 m²があります。 譲受人宅からは、車で5分のところにあります。 〇〇さんは、〇〇ファームの役員もされており、家族4人と雇用人が3人 でされています。お茶、キャベツ、飼料用牧草を栽培し、牛120頭を飼育さ れており、申請地には牧草を作るとのことです。 また、トラクター6台、耕運機2台、キャベツ栽培一式、お茶栽培一式、 飼料用草用のロール機械一式を保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 86 番について審議いたします。畑山委員の報告をお願いいた

委員 畑山	します。 番号 86 の報告をいたします。 譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく蓬原、〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されてあるとおりで、申請地の場所は、少し入り組んでいますが、県道宮ヶ原大崎線、513 号線の字尾川から、有明大橋を渡って、40mほど進みますと、左折いたします。そこから 900mほど進むと、T字路がありまして、そこを右折し、蓬原中野集落入口の方へ進み、最初の左折を、90m進んだところの十字路を左へ 60mいったところ です。 その場所は、譲受人の自宅から、30mのところにあります。 〇〇さんは、認定農家で、ご夫婦で、お茶をやっているしやいまして、7.7ha、水稻は 30a ほどですが、申請地には水稻を作付するということでした。 また、道具は、お茶の機械以外はトラクターと管理機 1 台ずつです。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 87 番について審議いたします。平川委員の報告をお願いいたします。
委員 平川	会長より依頼のありました番号 87 を報告いたします。 譲渡人は、有明町野神草野集落にお住まいの〇〇さん、84 歳。 譲受人は、同じく草野集落にお住まいの〇〇さん、60 歳。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、親子による贈与と受贈になります。 申請地の場所は、草野集会所を南へ 500m進んだ十字路を左折し、300m進んだところを右折し、そこより 100m進んだ左に、1905 番 1 の 8,804 m²があります。譲受人宅からは、車で 2 分のところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり、妻と従業員が 1 人で、田にシキミを 8,029 m²、畑にシキミとヒサカキを 72,012 m²栽培されており、申請地には、シキミを作付するとのことです。 トラクター 1 台、2 t ダンプ 1 台、3 t のクレーン車 1 台、軽トラ 3 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、8 ページ、番号 88 番について審議いたします。平川委員の報告を お願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号 88 を報告いたします。
		譲渡人は、有明町野神草野集落にお住まいの〇〇さん、84 歳。
		譲受人は、同じく草野集落にお住まいの〇〇さん、59 歳です。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、親子間での贈与と受贈にな ります。
		申請地の場所は、草野集会所より南へ 1 km 進み左折し、300m 進んだとこ ろを右折し、その 3 筆目の右になります。
		譲受人宅からは、車で 4 分のところにあります。
		〇〇さんは、番号 87 で報告しました〇〇さんの奥さんで、妻と従業員 1 名で、田にシキミを 8,029 m ² 、畑にシキミとヒサカキを 72,012 m ² 栽培され ております。同じく、そこにはシキミを作付されるそうです。
		またトラクター 1 台、2 t ダンプ 1 台、3 t クレーン車 1 台、軽トラ 3 台 を保有されています。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 89 番について審議いたします。工藤委員の報告をお願いいた します。
委員	工藤	会長より依頼のありました番号 89 を報告いたします。
		譲渡人は、曾於市末吉町南之郷〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 83 歳で、 譲受人は、松山町新橋〇〇番地にあります〇〇会社〇〇 代表社員〇〇さ ん、69 歳です。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所松 山支所から東へ 3 km を左折し、2 km ほど進んだところに狩川公民館がありま してそこを過ぎたところを右折、その先 3 km を行った所に〇〇会社〇〇の事 務所があり、それを過ぎて 100m ほどで左折、その先 100m ほどに共同墓地 がありますがその隣になります。法人事務所から、車で 1 分のところにあり

		ます。 〇〇会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者と従業員 3 名でお茶を栽培しており、申請地にもお茶を作付けする予定とのことです。 またトラクター 1 台と、トラック 2 台、茶園管理機 4 台を保有しております。以上のことにより農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも、支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第 4、議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 5、議案第 61 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。 10 ページ、番号 8 番を審議いたします。現地を調査された栢山委員の報告をお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	
委員	栢山	議案第 61 号、番号 8 番について報告します。 調査日は 9 月 6 日、調査員は、上野委員、谷宮委員と私栢山です。 申請人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、株式会社さかうえの前の昭和・弓場ヶ尾線を、こまみず酒店の方向へ、326m 進んだ右手になります。 今回の申請地につきましては、すでに使用してしまっており、始末書を付して、追認で申請となっております。 転用目的は、隣接地で事業しており、不足する倉庫と、資材置場を設置するためです。 申請地の農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。 第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、許可できる場合の既存施設の拡張に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 9 番を審議いたします。番号 9 番は、令和 6 年第 8 回定例総会の議案第 55 号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号 10 番で審議されましたところの 4 条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 10 番を審議いたします。番号 10 番は、令和 6 年第 8 回定例総会の議案第 55 号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号 11 番で審議されましたところの 4 条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 5、議案第 61 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 6、議案第 62 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請についてを議題とします。 12 ページ、番号 5 番、6 番、7 番は、平成 30 年第 8 回定例総会の議案第 68 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関わる番号 47 番で審議されましたところの変更申請でございます。今回の変更申請は、3 件の 5 条申請への変更でありますので、一括して報告を受け、審議してよろしいでしょうか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。はじめに、事務局の説明をお願いします。
事務局	圖師	議案第 62 号番号 5、6、7 の事業計画変更について、わかりづらい案件でございますので、事前に事務局で補足説明をさせていただきます。 今回の変更は、もともと〇〇さんの所有されていた後に、〇〇さんが貸家 2 棟を建築する計画で、5 条申請され、許可も出ておりましたが、資材高騰や人手不足により、事業を延期していたところに、今回、〇〇さんご本人が体調を崩されたこともあって、事業の継続が困難になったので、総会議案の中に、12 ページに参考として載せてある一般住宅、資材置場、通路の 3 つに分けて、それぞれで 5 条申請することに変更となったものです。 よろしく願いいたします。

議長 委員	萩迫 谷宮	次に、現地を調査された谷宮委員の報告をお願いいたします。 ただいま事務局の方から説明していただきました議案第 62 号、番号 5 番、6 番、7 番についてを調査した結果を報告します。 調査日は 9 月 6 日でした。調査員は、上野委員、朽山委員と、私谷宮でした。事務局から 2 名の同行がありました。 資料につきましては、8 ページから 16 ページをご覧くださいと思います。 譲渡人は、志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、米印の 22、23、24 番に記載してありますけど、22 番が長崎県佐世保市平瀬町〇〇番地にお住まいの〇〇さんと、23 番が志布志町志布志〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。24 番は〇〇さんと〇〇さんの両方の譲受ということになります。 立会人は、行政書士の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、志布志町の志布志中央クリニックから市道町原線を南東へ、町原自治会内を 450m ほど進んで右折して、50m ほど進んだ先の右手に位置します。 今回の事業計画変更は、先ほど説明があったように複雑で、当初の譲渡人の〇〇さんが、貸家ということで 2 棟の建設を計画していましたが、資材の高騰や人手不足などに加えて、また自身も病気を発症されて、現在も入退院の繰り返しということで、事業の継承が困難となったために、今回事業を継承して、先ほど申しております参考資料米印番号 22 番は、〇〇さんが一般住宅の建設を計画されて、番号 23 番は、〇〇さんが資材置場として、番号 24 番は、〇〇さんと〇〇さんが共有で通路として事業の計画を変更するものです。 米印番号 22 番の〇〇さんですが、現在、長崎県に単身赴任ということで、家族は妻の実家のある志布志に居住していますが、〇〇さん自身は公務員の自衛官ということで、今後も異動が考えられるということで、将来子供の学校のことなどを考えて、現在家族が居住している志布志町に住宅を建設して居住したいとのことでした。 それから米印番号 23 番の〇〇さんは、造成工事を営んでいますが、現在、資材置場を無償で借地していますが、土地の所有者が最近亡くなったということで、今後も使用させてもらえるか不明で、自宅近くの管理しやすい申請地の譲渡を受けて、資材置場としたいということでした。 それから番号 24 番は、〇〇さんと〇〇さんの譲受地が隣接しているため、進入路が狭いということで取得と同時に、通路部分として共有で確保するものです。以上のように今回、事業計画を変更するものです。 以上申請地の農地区分は、街区内の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えている区域内にあるために、第 3 種農地の街区内 4 割超宅地化農地に該当します。
----------	----------	--

議長	萩迫	以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画を変更しても問題はないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
		はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号5番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号6番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号7番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第62号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第63号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		15ページ、番号22番を審議いたします。番号22番は、先ほどの議案第62号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に関わる番号5番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号23番を審議いたします。番号23番は、先ほどの議案第62号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に関わる番号6番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議

会場 議長	委員 萩迫	ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 24 番を審議いたします。番号 24 番は、先ほどの議案第 62 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に関わる番号 7 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、16 ページ、番号 25 番と番号 26 番につきましては、借受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 25 番と番号 26 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
委員	上野	それでは、現地を調査された上野委員の報告を 2 件まとめてお願いいたします。 議案第 63 号、番号 25 番について報告いたします。 調査日は 9 月 6 日、調査員は、谷宮委員と朽山委員、私上野でした。 事務局から 2 人でした。 貸人が、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、借人が志布志町安楽の有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんでした。 立会人は、行政書士の〇〇さんと本人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の 17 ページから 19 ページのとおりであり、場所は、はまさき耳鼻咽喉科の前のグリーンロード志布志線を、〇〇の方に、約 65m 進んだ左手に位置します。 転用目的は、資材置場です。雨水は自然排水ということでした。 申請地は、第 1 種農地に該当しますが、第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですけれども、申請地は集落の周辺に位置し、農地転用の許可ができる場合の集落接続の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題はないとの意見の一致を見ました。 次に、番号 26 番について報告をいたします。 調査日は 9 月 6 日、調査員は、谷宮委員と朽山委員、私上野でした。 事務局から 2 人でした。 貸人が、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、借人が志布志町安楽の

		有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんでした。 立会人は、行政書士の〇〇さんと本人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周辺の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の 20 ページから 22 ページのとおりであり、場所は、はまさき耳鼻咽喉科の前のグリーンロード志布志線を、約 43m 行ったところを右手に、51m 行った左手に位置します。 転用目的は、資材置場です。排水は、自然排水ということでしたけれども、隣に建物があるので、雨水は隣に流れないように、土羽をついて、トラフを入れて、道路の排水に流すようにということでお願いしておきました。 申請地は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良区も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地になります。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。審議方、よろしく願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 25 番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 26 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 27 番と 17 ページ、番号 28 番につきましては、借受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、番号 27 番と番号 28 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
		それでは、現地を調査された柳井委員の報告を 2 件まとめてお願いいたします。
委員	柳井	議案 63 号番号 27 番について報告いたします。 調査日は 9 月 6 日、調査員は、神宮司委員、竹吉委員と私柳井でした。 総会資料は、番号 27 番については 23 ページから 25 ページです。 貸人は、熊本県熊本市にお住まいの〇〇さんです。 借人は、京都府京都市伏見区の〇〇株式会社です。立会人は、代理人の〇〇さんでした。

		申請地の所在、地目、面積、周囲等の状況については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、志布志町安楽にある上門公民館から市道七本松線を東へ 120m 進んだ左手に位置します。 転用目的は、太陽光発電施設です。排水は自然流下です。 その他で、県道側に位置し、大雨に対しての対策がなされていないと思いましたが、県との協議をしてもらうように話をしました。 後日、県からの協議内容が出たということで、一応県側としては十分な雨水対策をしてくださいとのことでした。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地、その他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 次に、議案第 63 号番号 28 番について報告します。 調査日は 9 月 6 日、調査員は、神宮司委員、竹吉委員と私柳井でした。 総会資料は、26 ページから 28 ページです。 貸人は、志布志市志布志町にお住まいの〇〇さんです。 借人は、先ほどの京都府京都市伏見区の〇〇株式会社です。立会人は、代理人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲等の状況については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、先ほどの議案 63 号番号 27 から市道七本松線を北へ 160m 進み、左折し、県道志布志有明線を 160m 進んだ右手に位置します。 転用目的は、先ほどと一緒の太陽光発電施設です。 排水は自然流下でした。 先ほどの番号 27 についてと同じで、設置場所の前が、今度は市道になっているため、大雨対策に対して、市建設課と協議をしてもらうように話をしました。 後日、協議内容が出され、市としても十分な対策をしてくださいとの話でした。 申請地の農地区分は 10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 27 番につきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 28 番につきまして、何かご意見ござい
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

		ませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 29 番を審議いたします。現地を調査された栢山委員の報告をお願いいたします。
委員	栢山	議案第 63 号、番号 29 番について報告します。 調査日は 9 月 6 日、調査員は、上野委員、谷宮委員と私栢山です。 譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。 親子になります。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、株式会社さかうえの前の市道昭和弓場ヶ尾線を、こまみず酒店の方向へ、268m 進んだ右手に位置します。 転用目的は、一般住宅です。 排水の内、雨水については、目の前の側溝に、汚水につきましても、合併浄化槽で処理後、目の前の側溝へ放流することです。 申請地の農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 30 番を審議いたします。現地を調査された竹吉委員の報告をお願いいたします。
委員	竹吉	議案第 63 号、番号 30 番について報告します。 調査日は 9 月 6 日、調査員は、神宮司委員、柳井委員と私です。 貸人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。 借人は、曾於市財部町下財部に事務所がある〇〇株式会社 〇〇さんです。立会人は、同じく〇〇株式会社、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	場所は、志布志市有明野球場から、市道野球場線を北へ 50m 進み左折し、市道吉村中野 1 号線を 150m 進み左折し、里道を 140m 進んだ右手に位置します。転用目的は、水路の改修に伴う工事用地及び通路です。 排水は自然流下です。その他として 3 ヶ月間の一時転用です。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
		はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
会場 議長	委員 萩迫	次に、18 ページ、番号 31 番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	議案第 63 号、番号 31 番について報告します。 調査日は 9 月 6 日、調査員は、柳井委員、竹吉委員と私神宮司でした。 譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号の〇〇 〇〇さんです。 立会人は、〇〇課〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書 18 ページ、総会資料 35 ページから 37 ページのとおりです。 場所は、志布志市役所松山支所から県道塗木大隅線を東へ 2.3 km 進んだ右手に位置します。転用目的は、工業団地造成です。 都城志布志道路の松山インターの近くで、交通の便がよく民間企業からの分譲要望が多い申請地に工業団地を造成し、企業を誘致することで、志布志市の発展に寄与するものです。 今後もインター近くで、第 2 第 3 と工業団地が増えるものと思われます。 申請位置の区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
会場 議長	委員 萩迫	

事務局 桑水	よって、日程第 7、議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 64 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。 はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。 議案第 64 号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について、ご説明申し上げます。 議案書は、20 ページから 27 ページとなっております。まずは、議案書 20 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は令和 6 年 9 月 30 日で、始期は令和 6 年 10 月 1 日となります。 設定期間が 2 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が 2,995 m²、畑が 60,820 m²、樹園地が 15,574 m²で、合計しますと 79,389 m²となり、うち更新分は 39,460 m²となっております。 利用権の設定をする者の数が 16 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 12 名であります。 利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 4 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。 詳細につきましては、21 ページから 27 ページの明細表をご確認ください。 以上で、議案第 64 号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫	ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。 21 ページ、番号 1 番から 27 ページ、番号 17 番までと、20 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 64 号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 9、議案第 65 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局 桑水	議案第 65 号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。 議案書は、29 ページから 31 ページとなっております。 まずは議案書 29 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 6 年 12 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 6,333 m²、畑が 5 万

		7,144 ㎡、樹園地が 7,340 ㎡で、合計しますと 7 万 817 ㎡となっております。農地の貸出者は 17 名、耕作者となる配分予定者は 10 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。 詳細につきましては 30 ページと 31 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。 以上で、議案第 65 号、農用地利用集積等促進計画（案）について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がございましたが、30 ページ、番号 1 番から番号 2 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
議長	萩迫	
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 2 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 3 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 3 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 4 番から 31 ページ、番号 27 番までと 29 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 9、議案第 65 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 10、議案第 66 号、令和 6 年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議（案）の採択についてを議題とします。事務局の説明のあと、それぞれを読み上げ、最後に皆さんの拍手を持って採択するものとします。それでは、よろしくお願いいたします。
事務局	局長	県の農業会議から、8 月 21 日に県の農業委員会大会がある予定だったんですけど、台風で中止となりましたので、各農業委員会の総会で決議して欲しい旨の依頼がございましたので、資料の一番最後の方にありますけど、私の方で、最初の決議案を述べて、あとお願いしている委員それぞれ 1 番から 6 番までを読み上げた後、皆さんの拍手をもって採択したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 令和 6 年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議（案） われわれ農業委員会組織は、食料生産基盤である農地を守り・活かすため、地域の実情に応じた農地利用の最適化に取り組んでいる。 特に、昨年度からは市町村に協力して「地域計画」の策定に取り組み、意向把握や話し合いを通じて、地域の農業者の思いを計画に反映する役割を担っている。本年度末（令和 7 年 3 月末）が地域計画の策定期限に当たることから、市町村や関係機関・団体と一層連携して、地域計画の策定に向けた取り組みを強化しているところである。 また、われわれは平成 30 年度から組織活動として『鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検－農業委員・推進委員「1・5・一絵」活動－』（以下、「総点検」という）に取り組み、農業者の意向を汲んだ農地利用の最適化活動を通じて持続可能な農業・農村の形成に取り組んでいる。 われわれはその実現に向けて、以下の取り組みについて、ここに申し合わせ決議する。
委員	福岡裕幸	1 つ、委員の日常的な活動を農地利用の最適化に繋げよう （1）日常的な農地の見守りを実施しよう 農業委員、農地利用最適化推進委員は日常的な農地の見守りにより、農地の利用状況を把握しよう。 （2）声掛けを起点とした意向把握を進めよう 農業委員、農地利用最適化推進委員は日常的な農家への声掛けと「総点検」の計画的・継続的な実践を通じて、意向把握に取り組もう。 （3）活動記録を徹底しよう 農業委員、農地利用最適化推進委員が日常的に実施した活動はすべて活動記録簿に記帳し、活動の「見える化」を図ろう。
委員	宮脇勇	2 つ、地域計画の策定・実現に向けた取り組みを強化しよう （1）市町村や関係機関との協力体制を強化しよう 地域の総力を挙げて地域計画の策定に取り組むため、市町村、J A 及び土地改良区等の関係機関・団体との協力体制を強化しよう。

委員 隈元	(2) 目標地図の素案作成に取り組もう 現況地図に利用意向等を重ね、地域の実情に即した目標地図の素案作成に取り組もう。 (3) 地域の話し合いに参加しよう 地域計画が地域に根差したものとなるよう、農業委員と農地利用最適化推進委員は地域の話し合いに参加して、農業者と意見を交わそう。 (4) 地域計画の取りまとめに協力しよう 地域計画の策定期限（令和7年3月末）に向けて、市町村とともに計画的な策定に取り組もう。 (5) 策定後は地域計画の実現を支援しよう 地域計画策定後は、市町村や関係機関・団体と連携して農地バンク法に基づく「農用地利用集積等促進計画」により、計画を実現しよう。 (6) 地域の話し合いの継続に協力しよう 地域の状況に応じて地域計画を見直しするため、市町村や関係機関・団体とともに農業者が参加した地域の話し合いを年に1回は実施しよう。 3つ、農業者の声、地域を「意見の提出」に取りまとめよう 「農業者等との意見交換会」の開催や、「地域計画」の策定に向けた意向把握、地域の話し合い等を通じて農業・農村の問題を幅広く汲み上げ、全ての農業委員会において、農業委員会法第38条に基づく市町村等行政機関に対する「意見の提出」をはじめとする政策提案や要請活動に取り組もう。
委員 平井	4つ、農業者の役に立つ情報提供活動を一層強化しよう 農業委員会法第6条第3項に基づく「情報の提供」として、全国農業新聞、全国農業図書の普及・活用、「農業委員会だより」の発行などを通じて、農家の役に立つ情報の発信に努めよう。 特に、全国農業新聞は、地域の農業者や住民に対し、農業委員会活動や農地制度・農業施策等を適宜・効果的に伝える手段であることから、「情報提供活動なくして農地利用の最適化なし」の気概を持って、委員・職員1人当たり年間2部の新規購読者確保を目指そう。 また、農業委員・農地利用最適化推進委員による皆購読を継続し、農政や最適化活動等の最新の情報を収集して自らの活動に役立てよう。
委員 中之内	5つ、年間を通じた日常的な農業者年金の加入推進活動を展開しよう 農業者の老後生活の安定、農業経営の合理化に向けて農業者年金への加入を推進しよう。 なお、農業者が加入するタイミングは、ライフステージや農業経営の状況、農作物の収穫時期等の影響を受け様々であることから、年間を通じた、日常的な加入推進活動を展開しよう。
委員 小園	6つ、農業委員会の体制強化に努めよう (1) 委員研修等を実施しよう 農業委員と農地利用最適化推進委員が求められる役割を果たせるよう、研修会や委員間の意見交換会を定期的に実施しよう。 (2) 綱紀保持の取り組みを徹底しよう

会場 議長 委員 萩迫	農業委員会が担っている職責を自覚し、適正に農地制度を運用するとともに、法令遵守はもとより高い倫理観を持って職務に当たろう。 (3) 女性や若い農業者の委員登用を促進しよう 女性や若い農業者の委員登用に向け、市町村長等への働きかけを一層強化しよう。 (4) 農地利用最適化交付金等の予算を活用しよう 農地利用最適化交付金や機構集積支援事業補助金を活用して、農業委員会の取り組みを充実させよう。 (拍手) ただいまの拍手を持って、議案第 66 号、令和 6 年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議（案）については採択されました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。
---	---

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員